

## 小動物の飼育に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、小動物（犬猫等を除く。）の飼育を認めるために必要な事項を定めるものとする。

(飼育を認める小動物)

第2条 つつじ野団地（以下「当団地」という。）において飼育を認める小動物は、第一号の基準に適合する第二号及び第三号に掲げる小動物とする。ただし、毒性のあるもの、特に臭いや鳴き声を発するもの及び他人に恐怖を与えるもの等と理事会が認めるものを除く。

- 一 一般的に市販されているサイズの専用のケージやカゴ又は水槽等（以下「ケージ」という。）により飼育される小動物で、ケージの内部で日常生活ができるもの
- 二 魚類、カメ、小鳥、ゲッシ類（ハムスター、ネズミ、リス及びフェレット等）、うさぎ及びこれらに類すると理事会が認める小動物
- 三 昆虫及び一時的に養育する小動物

(飼育の承認申請及び承認)

第3条 当団地においてゲッシ類（ハムスター、ネズミ、リス及びフェレット等）、うさぎ及びこれらに類する小動物を飼育しようとする場合には、理事会が別に定める書式により飼育承認申請書を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 この細則の規定を遵守し従うことを明記した誓約書
- 二 飼育する者が占有者である場合には、当該団地建物所有者の承諾書

(飼育の届出)

第4条 当団地においてカメ及び小鳥を飼育した場合には、速やかに、理事会が別に定める書式により飼育届出書を理事会に提出しなければならない。

(飼育者の遵守事項)

第5条 小動物の飼育者は、通常の良識のある飼育に努めるとともに、次の行為を遵守しなければならない。

- 一 専有部分における飼育に限定されることとし、それ以外の場所で飼育してはならない。このため、専用庭やベランダ等にケージを設置してはならない。
- 二 小動物の毛及び羽の手入れやケージの掃除等を室外で行ってはならない。このため、手入れや掃除等は室内において窓を締切る等の毛及び羽の飛散を防止するための措置を講じた上で行うものとする。
- 三 排泄物の処理等の衛生管理及び臭いの拡散の防止措置は、飼育者が責任を持って行うものとする。
- 四 飼育者は、承認を受けた小動物及び届け出をした小動物の飼育を中止した場合には、理事会に速やかに報告しなければならない。
- 五 飼育者は、飼育動物を原因とする苦情や不快とする申し出が生じた場合は、誠意をもって対応し速やかに解決しなくてはならない。

六 飼育者は、他人に迷惑をかけたこと等により飼育の改善勧告等を受けた場合は、その勧告内容に誠意をもって速やかに対応しなければならない。

(義務違反に対する措置)

第6条 この細則に定める事項に違反する者について、理事長は理事会の議決を経て、次に掲げる措置をとることができる。

一 飼育動物を原因とする苦情や不快とする申し出が生じた場合は、改善勧告を行うこと。

二 飼育承認を受けた飼育動物が、他人へ迷惑等を与えた場合や飼育者が義務違反行為を繰り返す等、改善勧告に従わない場合は飼育承認を取消すこと。

三 飼育の承認を要しない飼育動物が、他人へ迷惑等を与えた場合や飼育者が義務違反行為を繰り返す等、改善勧告に従わない場合は飼育禁止を求めること。

四 飼育の承認を受けずに若しくは届け出をせずに小動物を飼育する者については、その手続きを行うよう勧告するとともに、その勧告に従わない場合は飼育禁止を求めること。

(承認取消後等の措置)

第7条 前条の規定によりその飼育承認を取り消された場合若しくは飼育禁止を求められた場合は、理事会が指定した期日までに、飼育者の責任と負担において当該小動物の飼育を中止しなければならない。

(細則外事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第9条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第10条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、平成10年5月25日から施行する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成25年5月19日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

平成25年5月19日

理事長 1街区 6号棟205号室 稲窪 健次

組合員 1街区15号棟103号室 千葉 行雄

組合員 4街区17号棟605号室 鈴木 秀雄